平成２５年（フ）第７７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番９―622号
債務者　林　　時宗
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７３号
兵庫県川西市花屋敷１丁目13番９号
債務者　岩﨑満由美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１５３号
兵庫県姫路市飾東町佐良和336番地１
債務者　山本商店こと　山本　雅也
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１号
秋田県湯沢市上院内字小沢50番地
債務者　重原　純一
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１９号
山形県中山町大字長崎3068番地12
債務者　大津　英昭
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２０号
函館市人見町５番49号
債務者　山田　政雪
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２３号
和歌山県東牟婁郡串本町古座925番地
債務者　明利　綾子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第１６５号
埼玉県和光市白子２丁目２番13号
債務者　野内由美子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
さいたま市浦和区高砂４丁目６番12号　山崎方
債務者　榎本　恭雄
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２１８号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地１―８―205
債務者　市川　文雄
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
埼玉県川口市上青木６丁目17番６号　プレインズハウスＣ101号
債務者　佐々木貴美（旧姓宇田川）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３２２号
埼玉県川口市朝日５丁目１番21号　アサヒＹＫハウス102号
債務者　寺田　美佳
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３６４号
さいたま市大宮区天沼町１丁目353番地１　サカエハイム201
債務者　齋藤　　歩（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４０号
新潟県小千谷市大字[illegible]生丙366番地２
債務者　丸山　テツ
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
新潟県長岡市中沢３丁目527番地４
債務者　高野祐美子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
岡山県浅口市金光町大谷233番地１
債務者　原田　泰光
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
北海道紋別郡遠軽町白滝965番地
債務者　岡田　　誠
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第３２６号
埼玉県川口市大字芝3787番地の20
債務者　菰原　光子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係